

別記様式第1号(第四関係)

いわひろちくかっせいかけいかく
岩弘地区活性化計画

鹿児島県東串良町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	岩弘地区活性化計画	都道府県名	鹿児島県	市町村名	東串良町	地区名(※1)	岩弘地区	計画期間(※2)	平成27年度～平成29年度
-------	-----------	-------	------	------	------	---------	------	----------	---------------

目 標 : (※3)

岩弘地区は、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足並びに耕作放棄地の増加が懸念されることから、地区内農地の状況及び農家意向等を調査し、合意形成を図り、基盤整備事業を円滑に実施することで、農業生産基盤を整備し、また、農用地の集団化を図り、担い手農家への農地の利用集積を促進することで、農業後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し、担い手や認定農業者等の定住の促進を図る。なお、具体的には平成29年度に経営体育成基盤整備事業に取り組むことを目指し、地区の中心経営体77戸の(平成26年度時点)維持を図ることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は鹿児島県大隅半島の中央部、肝属郡の東端にあり、北は曾於郡大崎町、南は肝属川を境に肝付町、西は串良川を境に鹿屋市と接し、東は志布志湾に面している。東西5.5km、南北9.8kmで面積は2,769haである。

本地区は、国道220号の北側に位置し、西側は鹿屋市を界に、東側は岩弘集落に囲まれた帯状の水田地帯であり、明治末期より大正初期にかけ耕地整理がなされるが、5～10aの区画整理地区であるため、区画形状が、狭小であり、また、農道の幅員も狭小であるため、大型機械化に対応できる条件を備えていないことから、農作業の効率化と生産性の向上を図るため、基盤整備の実施が望まれている地区である。

現状と課題

本地区は、明治末期より大正初期にかけて耕地整理がなされ、5～10aに区画整理された水田地帯であるが、区画形状が狭小であり、農業用道路も狭く、大型機械の搬入及び作業に支障をきたす状況となっている。

また、水路についても、用排水兼用の土水路や、各筆に整備されていない状況も見受けられる。

このようなことから、今後、維持管理に多大な労力を要し、利便性の低い農地は利用集積が図られず、農地の遊休化することが懸念される状況にあり、農業従事者の高齢化が進む中で、農業後継者や担い手および定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

平成29年度から実施を計画している経営体育成基盤整備事業により、農地、農道、用排水路の整備や農地の集団化、汎用化を図り、農地の利用集積を促進し、作業効率を向上させ、生産性の高い農業基盤を確立することにより、担い手や認定農業者等の中心経営体が積極的に農業に取り組めるように意欲の向上及び定住の促進を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東串良町	岩弘地区	基盤整備(農用地等集団化)	東串良町	有	イ	
東串良町	岩弘地区	経営体育成基盤整備事業	鹿児島県	無	イ	平成29年度採択予定

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

岩弘地区(鹿児島県東串良町)	区域面積 (※2)	312ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係： 岩弘地区の区域面積312haのうち農林地面積は231haで、74%を占めている。また、集落戸数395戸のうち農林業経営体数は130戸(農林業センサス 2010より)で、33%が農林業経営世帯である。		
②法第3条第2号関係： 当該区域の人口は、平成22年4月1日現在で952人、平成26年4月1日現在で938人とやや減少傾向にあり、地域の活性化のために基盤整備事業に取り組み、農業経営の安定化や中心経営体の育成を図り、定住に資する取り組みを進めることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係： 市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項【 該当なし 】

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項【 該当なし 】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況の評価については、定住促進等の基礎となる基盤整備事業実施を円滑に図り、地区の中心経営体の維持を目標としているため、東串良町が定める「人・農地プラン」に定めている中心経営体一覧をもとに、計画期間最終年度の翌年度である平成30年度に検証する。さらに、評価内容の妥当性を高めるため、学識経験者等の第三者を含めた組織において評価を行い、その結果を公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。